

令和6年度

第2回地域協議会定例会が開催されました

開催日：令和6年8月21日(水) 会場：宮崎西地区交流センター学習室



報告事項

《報告第2号》
消防局・北消防署新庁舎整備事業について

現在、和知川原1丁目にある宮崎市消防局・北消防署については、洪水浸水想定区域内に位置し、老朽化や狭あい化が進んでいることから、令和8年度までに霧島五丁目の消防局管理地に移転整備することとしています。この度、設計業務が完了したとのことで、あらためて消防局から新庁舎整備事業の概要及び進捗について報告がありました。

敷地面積は22,436.06㎡で、4階建ての新庁舎棟、A・B・C3棟の訓練棟、車庫倉庫棟、駐輪場が建設され、総事業費は約51億円となっています。

施設の特徴としては、大規模洪水や南海トラフ地震などのあらゆる災害に対する安全性を確保し、大規模災害時にも自立した活動の継続ができるように、盛り土による敷地のかさ上げや、免振装置を設置することとしています。

また、訓練棟については、消防局員だけではなく、地域住民の皆様にも防災訓練等に広く活用していただきたいとのことでした。

なお、詳細な資料につきましては、市の公式ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

《報告第3号》
都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について

本市では、昨年度からまちづくりの方向性を示す2つの計画、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の改訂作業を進めているということで、その考え方やスケジュールについて、都市計画課から報告がありました。

まず、「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法に基づき、宮崎市の都市計画に関する基本的な方針を示した計画で、長期的な視点に立った目指すべき都市の将来像と、その実現に向けての基本的な考え方や方針等を示しており、居住や商業・工業等の土地利用、道路や下水道等の都市施設に関する指針となるものです。

本市の目指す将来の都市構造は、従来と変わらず「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」（多様な都市機能が集約した各種都市拠点が、道路や公共交通で連携）となっています。

次に「立地適正化計画」とは、持続的なまちづくりを図るための計画であり、医療や商業等、日常生活に必要な都市機能や居住を一定のエリアに緩やかに誘導するものですが、「都市計画マスタープラン」との関連も高いことから、今回の改訂に際して同プランに一本化することとなりました。

今後、都市計画審議会における審議やパブリックコメント等を実施し、令和6年度中に改訂版を公表する予定としています。

なお、関連資料につきましては、市の公式ホームページに掲載していますので、ご参照ください。



報告事項

《報告第4号》 まちづくり推進委員会事業への参加報告について



黒木委員が「中央西防犯事業（特殊詐欺対策講座）」について、以下のとおり報告しました。

- ・今現在、問題になっている巧妙な詐欺の手口を詳しく解説していて、とても役に立った。
- ・この地域から詐欺被害者を出さないようにするという観点から、課題の解決につながり満足度も高かったと思う。
- ・今回は14時からの開催のため、男性参加者が少なかったと思うので、夜間の開催も検討した方がよいと思う。

協議事項

《議案第5号》 多様な主体によるまちづくりの推進に向けて



令和7年3月末をもって地域自治区制度及び地域協議会が終了することに伴い、今後の中央西地域における地域まちづくりの仕組みの再構築が必要とされているところです。

今回の定例会においては、以下の5つの協議・検討事項について事務局が作成した「多様な主体によるまちづくりの推進について（素案）」をもとに審議した結果、（素案）のとおり承認されました。今後は、地域の各種団体において意見をお伺いしたうえで、11月21日（木）に開催予定の第3回地域協議会定例会で、再度、審議する予定としています。

<多様な主体によるまちづくりの推進に向けて（素案）>

1. 地域自治区制度の終了に伴う「中央西地域事務所」の位置付け
⇒令和7年度以降も、まちづくり推進委員会をはじめ自治会や学校、事業者等の意見や要望、情報等を地域事務所で整理し、地域団体や関係部局等への情報提供と調整を行います。
2. 中央西地域自治区地域協議会に替わる「協議組織」の設置（案）
⇒まちづくり推進委員会の事業承認については、まち推の運営委員会に地域の一部団体の代表が参加のうえ、まちづくり推進委員会内部で行います。
また、地域の政策決定、市への意見要望、市の説明等については、地域団体が集まる会議体を設置します。
（令和7年度は中央西地域事務所が主催者となりますが、2～3年後に見直す予定です。）
3. 中央西まちづくりプランの取扱い（案）
⇒地域団体が集まる会議体へ継承します。
4. 中央西まちづくり推進委員会への多様な主体の参画（案）
⇒「地域協議会」では「中央西まちづくり推進委員会」の事業を「承認」していましたが、令和7年度以降は、「地域団体が集まる会議体」は「事業承認」するものではないことから、各団体の代表等もまちづくり推進委員会に参加しやすくなります。
5. 中央西まちづくり推進委員会からの提言・意見への対応
⇒他団体と同様に「まちづくり推進委員会」からも市に対して提言・意見できます。

次回地域協議会定例会 日時：令和6年11月21日（木）19:00～ 場所：宮崎西地区交流センター



「ID検索」
@tonline



“友だち登録”をお願いします！